

会議名	令和８年度第１回芦屋町観光基本構想推進委員会				会場	芦屋町役場 ３階 31 会議室
日時	令和８年８月 25 日（火） 10：00～10：40					
件名・議題	1 議事 （１）第２期芦屋町観光基本構想評価（案）について （資料 2、資料 3、資料 4、資料 5） 2 その他					
委員の出欠	会長	大方 優子	出	委員	新郷 英弘	出
	副会長	貝掛 祥広	出	委員	八木澤 潮音	出
	委員	中西 一美	出			
	委員	山形 隆幸	出			
合意・ 決定事項	・ 第２期芦屋町観光基本構想評価（案）について、承認された。					

1 議事

(1) 第2期芦屋町観光基本構想評価（案）について

（事務局）

資料 2、3、4、5 を用いて、第2期芦屋町観光基本構想の評価（案）について説明。

（委員）

施策2について、芦屋町 No.1 プロジェクトとはどんなものなのか。

（事務局）

施策15にも記載しているが、短期施策として「さわら」を活用した水産施策、中期施策として「あしや砂像展」を活用した芸術エンタメ施策、長期施策として「芦屋釜」を活用した文化施策に取り組んできた。現在は、年間を通じた観光誘客を目指し、観光あしや協議会で協議し、そのための取り組みを進めている。具体的な内容として、令和7年度はインターネットを活用した観光アンケートを実施し、芦屋町の観光資源に対する認知度やニーズを調査した。令和8年度は、芦屋町の四季の魅力を発信するため、インフルエンサーを活用した SNS による情報発信に取り組んでいるところである。

（委員）

芦屋町は、夏に来町される方が多いものの、意外と秋のイベントを知らない方が多い。また、来町者からは、「芦屋町ならではの土産品はないか。」と、よく尋ねられる。芦屋町の四季の魅力や土産品などの情報を発信していくことは良いことである。

（委員）

達成状況について、2つのC評価のうち、施策4の夏井ヶ浜観光エリアについて、遊休地の活用や整備に関する具体的な指針のようなものはあるか。

（事務局）

当該エリアについては、いますぐ活用できる用地がない。また、夏井ヶ浜の展望所の若松側エリアに未整備の部分もあるが、この付近は遺跡のある可能性が高く、活用が難しい状況である。

（委員）

遊休地の活用が難しいことは分かった。はまゆう自生地について、令和7年度に観察路を整備した。また、来年度以降、補助金等を活用した整備の検討を行っている。既存の資源の活用や、エリア一帯の魅力を発信できると良い。また、はまゆう公園の響愛の鐘が少し傷んでいるので、今後の整備を検討してもらいたい。

（委員）

夏井ヶ浜のはまゆう自生地周辺の階段が整備され、利用しやすくなった。ただし、付近のトイレが和式のままであるため、洋式化の検討をしたほうが良いのではないかと。また、はまゆうの開花シーズンになると、はまゆう自生地前での路上駐車が散見される。付近の道路は、見通しが悪いため、対策が必要ではないか。また、はまゆう公園内では、綺麗に咲いたあじさいに近づくお子様がいる。あじさいが咲く場所の中には、崖

に近いところや、柵が途切れたところなどがあるため、安全面に改善の余地があるのではないか。

(会長)

施策４の国民宿舎マリンテラスあしやについて、Ａ評価は問題ないが、「リピーターの増加を図る。」と記載されているものの、そのための取組予定や実施状況の記載がない。リピーターの増加を図る視点は良いが、この目標に対する取組予定や実施状況を確認できるように改善した方が良い。

(事務局)

承知した。

(委員)

施策４の洞山・堂山について、崩落調査を委託したと記載があるが、その調査結果は公表されるのか。洞山付近は、磯遊びや魚釣りで賑わうエリアであるため、ぜひ、その調査結果を活かした取り組みを進めてほしい。

(事務局)

当該調査は、洞穴の近くに落石があったということで、崩落の危険性調査を目的として、実施したものである。結果としては、洞穴部分の崩落の可能性は低いが、５年ごとの調査が必要と考えている。洞穴付近には、県の管轄部分があるため、県に対応を依頼し、実施する方向である。

原状としては、洞穴付近は柵を設置し、立入禁止にしているものの、大雨や流木等により柵が破損することがある。このため、定期的に現場を確認しているが、付近の異常に気付いた際は、ぜひ事務局まで連絡してほしい。洞山のお堂付近で崩れている箇所については、県に対応を依頼している。以上が、現時点の取り組みである。

(会長)

実施状況やその根拠の記載について、「実施した。」との記載はあるが、その実施結果により、どのような効果があったのか、記載のない箇所がある。効果等の記載がない場合は、順調に取り組みが進んでいるとの認識だが、順調に進んでいない取り組みについては、記載内容の見直しや補足説明の追加を検討したほうが良い。

その他、第２期芦屋町観光基本構想評価（案）に対する質問はないか。

質問等なし

それでは、第２期芦屋町観光基本構想評価（案）について、承認してよろしいか。

意義なし

(事務局)

承認いただけたので、中間答申（案）を配付し、説明してよろしいか。

(会長)

許可する。

(事務局)

中間答申（案）を配付し、説明。

(会長)

この中間答申（案）のとおり、答申することで異議はないか。

異議なし

では、事務局を通じて町長に答申させていただくこととする。

2 その他

(会長)

その他について何かありませんか。

(委員)

特になし。

(事務局)

議事録及び報酬・費用弁償の支払い方法について説明。

以上